

正誤表

平成 25 年 4 月 22 日

「農薬類の分類の見直しについて」（平成25年3月28日付け健水発0328第4号～第7号厚生労働省健康局水道課長通知）別紙1「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成15年10月10日付け健水発第1010001号）新旧対照表

・別添 4 水質管理目標設定項目の検査方法

正誤箇所	誤	正
目次 別紙 3 水質管理目標設定項目の検査の信頼性確保	<u>103</u>	<u>106</u>
別添方法 5 (7) 農薬標準原液	E P N、アトラジン、(略) テルブカルブ (MB P M C)、 <u>トリクロロホン (D E P)</u> 、トリフルラリン、(略) プレチラクロール、 <u>プロシミドン、プロピコナゾール、プロピザミド、(略) M P P オキソンスルホキシド及びM P P オキソンスルホンはそれぞれ 10mg</u>	E P N、アトラジン、(略) テルブカルブ (MB P M C)、トリフルラリン、(略) プレチラクロール、プロピザミド、(略) M P P オキソンスルホキシド及びM P P オキソンスルホンはそれぞれ 10mg
別添方法 5 (7) 農薬標準原液	これらの溶液 1 ml は、E P N、アトラジン、(略) テルブカルブ (MB P M C)、 <u>トリクロロホン (D E P)</u> 、トリフルラリン、(略) プレチラクロール、 <u>プロシミドン、プロピコナゾール、プロピザミド、(略) M P P オキソンスルホキシド及びM P P オキソンスルホンをそれぞれ 0.1mg</u>	これらの溶液 1 ml は、E P N、アトラジン、(略) テルブカルブ (MB P M C)、トリフルラリン、(略) プレチラクロール、プロピザミド、(略) M P P オキソンスルホキシド及びM P P オキソンスルホンをそれぞれ 0.1mg
別添方法 5 (8) 農薬混合標準液	この溶液 1 ml は、E P N、アトラジン、(略) テルブカルブ (MB P M C)、 <u>トリクロロホン (D E P)</u> 、トリフルラリン、(略) プレチラクロール、 <u>プロシミドン、プロピコナゾール、プロピザミド、(略) M P P オキソンスルホキシド及びM P P オキソンスルホンをそれぞれ 0.001mg</u>	この溶液 1 ml は、E P N、アトラジン、(略) テルブカルブ (MB P M C)、トリフルラリン、(略) プレチラクロール、プロピザミド、(略) M P P オキソンスルホキシド及びM P P オキソンスルホンをそれぞれ 0.001mg
別添方法 20 表 1	検査方法告示の別表第 17 の 2(4)エ①に該当する検出器	検査方法告示の別表第 17 の 2 の 2(4)エ①に該当する検出器
別添方法 20 表 1	検査方法告示の別表第 17 の 2(4)エ②に該当する検出器	検査方法告示の別表第 17 の 2 の 2(4)エ②に該当する検出器
別添方法 20 表 1 ジクロメジンのプロダクトイオン	159	<u>80、159</u>
別添方法 20 表 1 ペントキサゾンのプリカーサイオン	354	<u>354、371</u>
別添方法 20 表 1 ペントキサゾンのプロダクトイオン	<u>71、43</u>	<u>286、354</u>
別添方法 20 表 2	検査方法告示の別表第 17 の 2(4)エ①に該当する検出器	検査方法告示の別表第 17 の 2 の 2(4)エ①に該当する検出器
別添方法 20 表 2	検査方法告示の別表第 17 の 2(4)エ②に該当する検出器	検査方法告示の別表第 17 の 2 の 2(4)エ②に該当する検出器